

平成 30 年 3 月 16 日

◎弘田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

( 9 時 59 分開会)

### 《委員長報告取りまとめ》

◎弘田委員長 本日の委員会は「委員長報告の取りまとめ」についてであります。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 9 号議案から第 11 号議案、第 21 号議案から第 24 号議案、第 30 号議案、第 31 号議案、第 40 号議案、第 41 号議案、第 43 号議案から第 45 号議案、第 51 号議案から第 54 号議案、第 56 号議案から第 73 号議案、第 84 号議案、第 85 号議案及び第 89 号議案、以上 40 件については、全会一致をもって、第 55 号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第 1 号「平成 30 年度高知県一般会計予算」のうち、防災情報・通信システム管理運営費について、執行部から、防災行政無線や総合防災情報システムといった情報通信システムの保守管理等に必要な経費であるとの説明がありました。

委員から、防災行政無線の音声聞き取りにくいという話をいくつかの地域で聞く。有事の際に備えて対応する必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。

執行部からは、放送が聞きづらいことについては、高知市では今後、防災行政無線のデジタル化工事を行う予定であり、一定改善される見込みである。その他の市町村については、屋外スピーカーや戸別受信端末に対して、県の地域防災対策総合補助金による財政的支援を行うとともに、県の無線の技術職員による技術的助言も行っていきたいとの答弁がありました。

次に、地域防災対策事業費のうち、応急期機能配置計画広域調整委託業務について、執行部から、応急期機能配置計画は、全市町村で策定されているが、津波による大きな被害が想定される市町村では、必要な用地を単独で確保することが困難なことから、市町村域を越えた広域での調整が必要であり、その調整に必要な業務を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、L 2 規模の地震だと広域調整を実施しても仮設住宅建設用地などが不足して

いる部分もあるとのことだが、民間の用地の活用について検討していくのかとの質疑がありました。

執行部からは、市町村と連携しながら、民間の土地や農地も活用するように考えていくとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、薬事指導取締事業費について、執行部から、新たな取り組みとして、高知県薬剤師会や、国保、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合といった3つの医療保険者と協力し、ジェネリック医薬品の使用促進や高齢者を中心とした重複投薬の是正を図っていくための経費であるとの説明がありました。

委員から、ジェネリック医薬品の使用促進には、医療費の差額通知を見るのが、患者にとって1番わかりやすいと思うが、通知はどのように行っているのか。

また、患者だけでなく、薬を提供する医療機関側の意識を高める必要もあると考えるかどうかとの質疑がありました。

執行部からは、県内の国保や後期高齢者医療広域連合においては、全員に通知するわけではなく、ジェネリック医薬品にかえることによって一定額以上の医療費の削減に効果があると考えられる上位4%の方に保険者である市町村等が委託する業者から通知をしている。また、レセプトを分析して、ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関や薬局については、保険者と啓発をしていきたいとの答弁がありました。

次に、母子保健事業費について、執行部から、安心して妊娠・出産できる環境整備のため、子育て世代包括支援センターの設置、運営支援のほか、妊産婦等に対する総合相談窓口としての機能強化に向けた市町村の母子保健コーディネーターのスキルアップ研修や、産前・産後ケアサービスの拡充に向けた支援を行っていくとの説明がありました。

委員から、産後鬱の問題が深刻だと聞くが、その対策はどのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、産後鬱の対策として、全市町村で産後2週間を経過した母親を訪問し、気持ちの変化のチェックなどができるよう、市町村の保健師への研修などを通じて指導しているとの答弁がありました。

次に、高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案について、執行部から、旅館業法令等の改正に伴う条例改正であり、旅館・ホテルの構造設備基準や衛生措置の基準の見直しなどを行うものであるとの説明がありました。

委員から、帳場等が必要なくなることや、CO<sub>2</sub>濃度の基準がなくなることなど、安心して宿泊するための要件をこんなに緩和していいのか。

また、県内の旅館業界の方たちの意見はどうかとの質疑がありました。

執行部からは、国において有識者や関係者の意見を聞いており、県では旅館組合会長か

ら、特に意見はないと聞いている。

また、帳場については、それにかわるICT等を活用し確認することになっており、全くなくていいわけではない。CO2については、換気や窓の開閉などを条例で規定しており、一定担保されているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、社会福祉施設等地震防災対策事業費について、執行部から、社会福祉施設等の緊急避難用施設の改修や、BCP策定の支援などによる各事業所の防災対策の支援に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、施設の防災対策はどの程度まで進んでいるのか、との質疑がありました。

執行部からは、高齢者施設の耐震化については、118施設のうち97.5%の115施設が耐震化済みとなっている。また、全施設で防災対策のマニュアル等が作成されており、県の指針ではマニュアル内で訓練を行うことを規定しているとの答弁がありました。

次に、子どもの未来応援事業費について、執行部から、子ども食堂にかかわる民間団体への補助などに要する経費であり、来年度も引き続き、子ども食堂の支援に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、いざという時のための保険への加入なども大事だが、何かが起こってしまうと、その後の運営が非常に厳しくなる。食中毒など何かが起こらないように支援することが大切だと思うがどうかとの質疑がありました。

執行部からは、子ども食堂を始める時は、事前に保健所に相談し、現場を見た上で助言してもらうよう伝えている。県で、食事を提供する場合の管理指針を作成しているので、子ども食堂の運営者等が集まるネットワーク会議で、その説明をするなどしているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、文化振興費について、執行部から、文化芸術活動への支援や発表の機会の拡充など、県民の方が文化芸術に触れる機会の充実のほか、文化芸術のさらなる振興を図るための人材育成の取り組みに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、文化芸術振興ビジョンの取り組みには、地域の文化的な活動である神楽や祭りなどへの支援も含まれているのかとの質疑がありました。

執行部からは、地域の神楽などの伝統行事への支援も含まれている。さまざまな発表の場の創出を通じて、演じる方のやりがいや、それを見た方が地域の伝統行事に興味を持つことにつながればと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、神楽などの伝統行事では、衣装などを維持していくための費用負担も大変と聞くが、その費用などは支援できないかとの質疑がありました。

執行部からは、維持していくための経費負担に苦勞しているという話も聞いているので、来年度に行うアートビジネス講座の中で、その地域へお金が落ちるような仕組みも学んでもらいたいと考えているとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第 21 号「平成 30 年度高知県電気事業会計予算」のうち、債務負担行為の吉野発電所水車発電機について、執行部から、水力発電設備の大規模改修として、吉野発電所における水車発電機のオーバーホール及び機器改良を実施する予定であるとの説明がありました。

委員から、大規模改修の期間はどれくらいになるのか。

また、その改修の期間中、発電機がとまることになるが、水力発電事業に影響はないかとの質疑がありました。

執行部からは、5 カ月間発電機を停止し、分解点検を行い、交換が必要な機器を交換するためには、事前に機器の発注をする必要があります、2 年間の債務負担行為をお願いしている。12 年に 1 回のオーバーホールは必要であり、比較的川の水量が少ない渇水期に行う。また、今の売電契約の形態は、8 割は基本料収入として担保され、あとの 2 割分が発電量実績に応じて支払われるので、それほど影響が生じることはないとの答弁がありました。

次に、第 23 号「平成 30 年度高知県病院事業会計予算」について、あき総合病院と幡多けんみん病院にかかる予算及び、第 6 期経営健全化計画の推進に向けた取り組みについて説明があり、医療サービスのさらなる向上を図るとともに、平成 32 年度の病院事業全体での経常収支の黒字達成を目指し、取り組みを強化していくとの説明がありました。

委員から、地域医療構想の中で、東部は必要病床数に対して既存の病床数が足りない状況にあるが、そういったことを含めて、今後、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。

執行部からは、公的病院は地域医療を守る役割を担う必要があるので、地域医療構想調整会議の中で、必要な協議等を行いながら取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、健康政策部についてであります。

「第 7 期高知県保健医療計画について」、執行部から、保健医療計画は本県の医療提供体制を確保するため策定するものであり、医療提供の量である病床数の総数を管理するとともに、医療連携体制などについて整備をするための計画であるとの説明がありました。

委員から、地域での医療の提供ができなくなると、地域の衰退につながる。過疎地になると民間の力だけでは難しい面もあり、県や市町村の役割も大きなウエートを占めるので、関係者が連携して、地域の医療を守っていくよう取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、文化生活スポーツ部であります。

「人権に関する県民意識調査について」、執行部から、今年度行われた調査結果の概要について説明がありました。

委員から、性的マイノリティーに関しては、近年、関心も高まっていると思うが、個別の調査項目として挙がっていない。次回の調査では、検討してもらいたいがどうかとの質問がありました。

執行部からは、今回の調査では、現在の人権施策基本方針に基づき調査したところであるが、来年度に方針の改定を行う予定なので、人権尊重の社会づくり協議会での意見や国の動きなどを注視しながら検討したいとの回答がありました。

別の委員から、せっかくの意識調査であるので、この結果については、各分野の県の施策に反映させていくよう取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、「第2期高知県スポーツ推進計画 Ver. 1（案）について」、執行部から、本県のスポーツ施策の総合的な計画であり、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりの3つを施策の柱として位置づけ、スポーツを通じて健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指していくとの説明がありました。

委員から、高知県スポーツ推進計画の施策の柱のスポーツを通じた活力ある県づくりについて、本県の中山間地域などにおいては、スポーツによって地域に活力が生まれている例もあるので、非常に期待している。地域に活力を与える意味でも、教育委員会などの関係機関と協力して取り組んでもらいたいとの要請がありました。

◎弘田委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 6ページの下から2行目の旅館業法の関係ですけれど、県では旅館組合会長から、特に意見はなかったと聞いているということで、これで通るとは思うんですけど、正式な名称は高知県旅館ホテル衛生同業組合の会長ですね。こういう場合どうなのでしょう。やっぱり正式な名称のほうがいいのか。

◎ 正式なほうにしておきましょうか。

◎ それだったら間違いないと思います。

◎ 関連ですが、6ページの真ん中から委員から帳場等が必要なくなることやっていう3行ですけれど、この後に、こんなに規制緩和をしていいのかと、安全性を保てないのではないかみたいな一言を言ったのではないかなという気がするんですけど。もうちょっとそこを厚く入れて、また意見はどうかという表現を加えてもらいたい。

◎ 5 ページですけれど、僕が言ったわけではないのであれですけれど、1 行目のジェネリック医薬品の使用促進というのは、量をもっと使いなさいみたいな印象を受けるので、ジェネリック医薬品の割合を高めるにはとといった言葉のほうがいいんじゃないかなと思いますけれど。

◎ 先ほどの 6 ページの下から 6 行目のこんなに緩和していいのかを規制緩和に、規制を入れたほうが。

◎弘田委員長 正場に復します。ただいま御協議いただきました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。

なお、細部の調整については正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

#### 《閉会中の継続審査》

◎弘田委員長 次に、閉会中の継続審議の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会では閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、出先機関等の業務概要調査についてであります。平成 30 年度委員会活動日程(案)及び平成 30 年度危機管理文化厚生委員会出先機関等調査日程(案)をお手元にお配りしています。出先機関等調査については、12 月議会での協議とその後の各委員からの御意見を委員長案として作成しております。追加の主なものとしては、5 月 10 日に高知県体育協会、23 日に高知医療再生機構、29 日に新図書館の点字図書館、31 日に高知県消防防災航空隊の調査を行う日程案です。

また、25 日に黒潮町津波避難タワーの現地を視察させていただく予定としています。高知県体育協会及び高知医療再生機構については、委員会室で説明、質疑を行う予定です。

また、11 日の衛生研究所は、今年度も引き続き、庁舎の改築工事を行っており会議室が使用できないため、委員会室で説明、質疑を行った後、完成している部分を視察する予定です。それでは、この日程案について御協議願います。

御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 大体これでよろしいですかね。

◎弘田委員長 正場に復します。

この平成30年度危機管理文化厚生委員会出先機関等調査日程（案）を、次の委員会に申し送ることとし、細部の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

最後ですので、御挨拶させていただきます。

危機管理文化厚生委員会というのは、人が生まれてから死ぬまで本当に命にかかわる難しい委員会であります。その委員会の委員長として大過なく務めさせていただきました。これは本当に委員の皆様が協力があったからということでもあります。本当に心より御礼を申し上げます。それから、事務局の皆さん、私たちの活動を支えてくれて本当にありがとうございます。県庁の職員というのは辞令1枚で、いろんなところへ飛んで行かんといかんですけれど、こういった経験が、これから先のあなた方の県庁生活に役立ってくれば幸いです。本当にこの1年間ありがとうございました。

◎浜田(豪)副委員長 それでは私からもお礼の挨拶をさせていただきます。この1年間、副委員長をさせていただきました。副委員長として、委員の皆様そして事務局の皆様の力で、微力ではありますが務めさせていただきました。この経験を生かして次にしっかりとつなげていきたいと思えます。これからもよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

◎弘田委員長 これで委員会を閉会いたします。

（13時22分閉会）